

新市立島田市民病院 喫茶店運営事業者公募要項

1 目的・趣旨

市立島田市民病院は、令和3年春に新病院の開院を予定しています。

本要項は、来院者の利便性及び職員の福利厚生の上昇を目的として、新病院において喫茶店を設置・運営する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 事業名

新市立島田市民病院喫茶店設置・運営事業

(2) 事業内容

喫茶店の設置、運営

(3) 事業方式

① 島田市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）は、新病院において喫茶店を設置・運営しようとする事業者（以下「事業者」という。）に対して、新病院の建物の一部を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、定期建物賃貸借契約により有償で貸し付けます。

② 事業者は、新病院開院前に喫茶店の運営に必要な設備や内装等の工事を行うとともに、新病院開院後の店舗の運営を行います。

(4) 契約締結時期及び期間等

① 契約締結時期 令和元年12月頃（予定）

② 貸付期間 令和2年12月（予定）から令和13年3月31日まで

（開設のための準備期間及び撤去時の原状回復期間を含みます。）

※契約満了日の1年前から6か月前までに双方協議のうえ合意が得られれば、さらに5年間の定期建物賃貸借契約ができるものとします。

③ 営業開始日 新病院の開院日（令和3年春予定）

(5) 貸付場所及び貸付面積

貸付場所は、新病院の1階と既存健診センター3階の一部とし、貸付面積は次のとおりです。別添の各「配置図」、「平面図」を参照してください。

① 売店 約11m²（新病院1階）

② 事務所 約13m²（既存健診センター3階）

※別添「事務所配置図」中、3階「総務課倉庫（13m²）」と表記されている部分を想定していますが協議によります。なお、既存健診センター改修工事は令和3年8月末完了予定のため、それまでの間は旧病院の空きスペースを利用させていただきます。

(6) 貸付料

別紙1「新市立島田市民病院喫茶店運営事業要求水準書」のとおりです。

(7) 出店条件

別紙1「新市立島田市民病院喫茶店運営事業要求水準書」のとおりです。

3 参加資格要件

本事業には次の参加資格要件を全て満たす事業者が応募できます。

- (1) 喫茶店運營業務ができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 直近2年間において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがされていない者であること。
- (6) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を営業開始までに保有できる見込みであること。

4 参加申込

(1) 提出書類

	内容	部数	備考
① 資格審査申請書	様式1	3部	
② 誓約書	様式2	3部	
③ 事業者概要書	様式3	3部	最大A4判2枚以内
④ 登記事項証明書	履歴事項証明書	3部	法人の場合
⑤ 納税に関する証明書	国税、地方税の未納の税額がない証明（直近2ヵ年分）	3部	

(注意)

1. 部数は、正本1部とし、残りは副本とします。副本はコピーで可とします。
2. 各種証明書は、提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
3. 提出書類の規格は、証明書を除き、原則としてA4判とします。
4. 提出書類は一切返却しません。
5. 書類提出後の変更、再提出は原則として認めません。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ病院事業管理者が変更を認めたときはこの限りではありません。

(2) 提出期限

令和元年10月21日(月)から令和元年11月6日(水)まで

(3) 提出方法

提出は持参又は郵送とします。

受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合は、書留郵便に限ります(期限内必着)。

※持参の場合は、事前に連絡し、提出日時を調整してください。

(4) 提出先

「10 問い合わせ先」に同じ

5 参加資格要件の確認

(1) 提出された資格審査申請書及び関係書類により資格確認を行い、参加資格を満たしている者に対して参加資格確認結果通知書を令和元年11月8日(金)に電子メールにて通知します。

(2) 参加資格要件が満たされなかった者に対する理由説明

① 参加資格要件が満たされなかった者に対しては、満たされなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面により、病院事業管理者に対して、参加資格要件が満たされなかったことについての説明を求めることができます。

② 病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。なお、その際、参加資格が有ると認められた場合は、先の通知を取り消し、改めて資格のある旨の通知を行います。

6 企画提案書の要請

参加資格があると認めた事業者は、参加資格確認結果通知書とともに提案要請書を送付します。

7 企画提案書の作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は、別途定める「新市立島田市民病院喫茶店運営事業プロポーザル企画提案書作成要項」に基づき行ってください。

提案要請書が送付された事業者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「企画提案辞退届(様式7)」を1部、持参又は郵送してください。

8 優先交渉権者の選定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定します。

なお、この選定は、喫茶店の運営に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを求めるものではありません。

(1) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和元年11月29日(金)に提案に参加した全ての事業者にも文書で通知します。併せて、優先交渉権者と次点者をWebサイト上で公表します。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じません。また、審査結果への異議は認めません。

(2) 選定後の手続き

優先交渉権者を内定者とし、企画提案書の内容をもとにして、設置・運営に伴う具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには随意契約の締結に向けた手続きに進み、交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行うこととなります。

9 スケジュール(予定)

日 程	内 容
令和元年10月21日(月)	公募開始(Webサイト上で公募要項配布)
令和元年10月25日(金)	質疑締切(午後4時まで)
令和元年10月30日(水)	質疑回答(Webサイト上で公表)
令和元年11月6日(水)	資格審査申請書受付締切
令和元年11月8日(金)	参加資格確認結果の通知、企画提案書の提出要請
令和元年11月12日(火)	参加資格要件が満たされなかったことに関する説明請求締切
令和元年11月18日(月)	上記請求に対する回答
令和元年11月20日(水)	企画提案書受付締切
令和元年11月22日(金)	審査会(プレゼンテーション、ヒアリング等審査並びに優先交渉権者及び次点者の特定)
令和元年11月29日(金)	ヒアリング等審査結果通知

10 問い合わせ先

〒427-8502

静岡県島田市野田1200番地の5

市立島田市民病院 病院総務課

電話 0547-35-2111(代)

e-mail: soumu@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp

11 質疑の受付・回答

この公募要項に関して質問がある場合は、様式6の「質問書」を「10 問い合わせ先」に

電子メールで提出してください。（送信後、電話（午前9時から午後4時まで）で受信確認をしてください。）口頭による質問は受け付けません。

なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しません。

- （1）受付期限 令和元年10月25日（金） 午後4時まで
- （2）回 答 令和元年10月30日（水）に市立島田市民病院 Web サイトにて公表
します。

12 その他

- （1）本公募への応募に要する一切の費用は事業者の負担とします。
- （2）提出書類は提出者に無断で事業者選定以外の目的に使用しませんが、情報公開請求により公開する場合があります。
- （3）本公募要項の配布から選定結果までの間、病院職員に対する営業活動等は禁止します。